

田村宇一 森田幸徳 森田誠重 羽村栄吉
村野良平 平井初五郎 井上孝次郎 奥井伸作
磯村武夫 田村利一

議長(加藤中徳) 本会の会期を一日とする旨を告げる

日程第一(議案第一号) 鉄道橋脚排水溝設置工事施行の件

議長(加藤中徳) 中件を議題として第一読会を開く旨を告げる

書記 朗読

二所長(岸徳次郎) 昨午六日の定例議会に在り既に中件については

議決をせし所ありしが、その後管理司との交渉の結果

去る十月九日附の別紙の通り許可になりましたが、当初の予

定より工事費が幾分増額せられました。この増額につ

は、振替委員会にも協議を致した次第で、出来より一々審

議されたいと述べる

一振替委員会(村野良平) 工事費の増額について、股振替委員会

を招催いたし、この工事については、四割の補助をする、これに因

連の補助の排水溝の新設について考慮するとの事で

一読委員会には決定をせしめ、了承し、承認します。

一第九番(森田誠重) 排水工事の決定について、中員、深さ等

つて説明されたい

一助役(川窪金吉) 中員は五十程、深さ四十程となつて居ります

一第十番(設楽美知) 此工事は土木費で賄へるか

一助役(川窪金吉) 此年度土木費としての残額は現在四十万以内ある

このうちから賄へると思つて居ります

一第十番(森田幸徳) 二十九、五の内に工事費は決定したのか

一助役(川俣金吉)初めの予定は土地の者に諸員とせよと言ふ考え

であつたが、この工事については鉄道工事十年以上の経験のないもの以外には諸員が出來ないことになり従つてあつたといふ予納金を收めればよいといふ事になり、この予納金については過不足を生じた場合は返戻し又は追徴する事になりす

一第1番(森田誠重)中員を今後の工事の關係もあるのだから可く進んで所をい

一議長(加藤市花)此件については異議あるや否かを今後に諮り全會一致に決し、決定の旨を告げる

一理事(議事録)町村の境界変更に関する件

一議長(加藤市花)此件を議題として第一読會を開く旨を告げる

書記

朗読

一町長(岸徳次郎)境界変更の対照となる区域は揖保村振向

の地であつて、二には昭和十五年昭和飛行機工業株式會社が西町村に跨つて社宅を建築してから境界が明確になつた關係住民は争ひなく、揖保村民となつて居る現状であるが、今回選挙権問題について、この地の住民から懸念書が出た關係もあり早急に境界を整理し、これを明確にしようとするものがあると述べた

一議長(加藤市花)只今の町長よりの説明については質疑はないか

一第1番(森田誠重)境界変更により吾等面は於て西町村とちりが有利となるか

一町長(岸徳次郎)変更による地域としては当所が幾分廣くなるが全般的に見るとどちらとも云へないと思ふ

茅五番(奥井俣作)地積についての位があるか又地目についてはどうか
町取(岸徳次郎)地積については福生町、方が約三反位多くなるか
地目としては福生町になる予定地は全部山林であり極易に編
入予定地は宅地と山林がある

議長(加藤市彦)中件については異議なつか否かを会議に諮り全会
一致により、原案通り決定する旨を告げる。

日程第三(議案第三号)福生町一般取組員の服務の宣誓に關する
條例設定の件。

議長(加藤市彦)中件を議題として第一読会を開く旨を告げる

書記 朗 讀

町取(岸徳次郎)二月十三日から地方公務員法の公布施行に伴
い、この條例を設定する必要があると述べたことを述べる

茅五番(田村福一)中案に付して今般研究勉強する内容が

あるやうに思はれるので委員附託審議として、旨の動議を提
出した。

議長(加藤市彦)茅五番議案よりの動議については如何にするか

茅五番(磯村武夫)委員附託審議として内容の訂正が出来るか

町取(岸徳次郎)訂正出来る。

茅五番(奥井俣作)茅五番議案より委員附託審議の動議が

おたが中案については審議を続け、差支ないと考える

賛成の声多数あり

議長(加藤市彦)中件については委員附託とせず審議を続ける旨

を述べる

茅五番(田村福一)中案中の宣誓の項に政令及規程といふ

ことがうたつてないが、地方公務員法第百三二年には、
「この法律にいうところがあるが、これに理由を認めない」とい

（総務課長）（内田 勇）政令といふのが、うたつてないといふことのやうで
すが、政令は法律に則つたもので法律といへが、地方自治法
にもはつきりうたつてある事であるので、法律を法令と訂
正したりよいかと思ふ。又規程については、これも規則の中
に含んである規程であるので、規則とした

一議長（加藤市花）只今の説明によつて、法律を法令に規則の
次に規程を挿入して、草案修正にして異議があるや否かを
今議に諮り、全会一致につき決定する旨を告げる

日程第四（議案第四号）（福井市）市職員の登録に關する條例

決定の件

一議長（加藤市花）本件議題として第一読会を閉じ、日を告げる

書記 朗 読

一町長（岸 徳次郎）地方公務員法の改正によつて、今迄の労働
組合法による労働組合は改組することになり、現在ある団体
は人事委員会に登録することになるが、人事委員会のない

町村に於ては、町村長に届出登録することになると述べる

一町長（田村 福一）本件については、委員附託審議と考えますが、

施行期日も昭和三十二年三月と定めて、早急を要するものがあるの
で、審議の上決定、速に研究の上もし訂正すべき、如何
あるは後日之れを訂正することにしたらと思ふ

一町長（森田 幸徳）無理押しに決定せよと言ふものないやう、こ
うした急を要する問題については、期日に締結をもつて所をたい

第五番(田村福一) 第三條について地方公務員法第五十三条の任意団体といふ事を無視せし條項のやうに思はれる又第七條中「民法第三十八条」とあるは第三十八条第二項とするのが正しいと思ふ

一議長(加藤中造) 此件は今年第十五番議員の基意通り第三十八條の次に二項を挿入、その他此件については異議があるか否かを會議に諮り全會一致につき、案案修正の上決定する旨を告げる

日程第五(議案第五号) 補選の一般取組の給与に関する條例設置の件
一議長(加藤中造) 此件は議題として第一議會を開く旨を告げる

書記 朗 読

一議長(岸徳次郎) 地方公務員法の施行及政府取組の新給与

一議長(加藤中造) 此件について質疑はないか
一議長(加藤中造) 給与ベースの改訂は止むを得ないと思ふがこれについてはこと財政に関する問題に予、委員附託審議か然可くと思ふ

一議長(岸徳次郎) 議案第五号については給与関係の問題であり相当研究を要すること、思ふが委員附託審議すべし、旨の動議を提出した、

一議長(加藤中造) 只今の第五号番及第十五番議員よりの委員附託審議すべし、動議について如何にすべし、かを會議に諮り、全會異議がないので此件については委員附託

書誌

朗読

(町長(岸徳次郎)) 現行の退取金支給條例は舊続十年以上を
目途として規定しあるも当町のように取員、農業者のほげしい
町としては十年以下で退取するものも相当多く、然かもこれら
の者に対する退取手当は十年以上の者に比し二分の一の少額
に過ぎないのみならず十年未満の退取金の支給は任意
規定となつてゐる又一方十年以上の者に対する退取手当も
都その他の公営団体に比して低額であると考えられるので
二に改正を行ひ以て取員の取替精勵の活力と致した
く提案したと述べる

(議長(加藤市花)) 本件については質疑はないか

(第五番(田村福一)) 本件についても慎重審議研議の必要がある

と思はれるので財政委員附設審議委員及び各町議
を提出した

(議長(加藤市花)) 現今の町議については今議に諮りし処金会一致に
つぎ第五番議員の町議通り決定する旨を告げらる

曰程第八(議長(加藤市花)) 昭和五年度補正予算案の歳入歳出追加更正予算

(第五回)

(議長(加藤市花)) 本件も議決して第一読会を閉く旨を告げらる

書記 朗読

(町長(岸徳次郎)) 既に前年度までの予算により町の税収その他の収入
は僅かとなつた、二に追加更正される額も約百万円である

これによつて本年度町財政を難おこすは非常中困難な情勢
である、給与の改正による支出もあり又すむに協議会に於て

支出を認められねものについそ計上出来なかつたものもある
係育園の二十万円、国保、繰入ル金、生活保護費の前年度
余分に受入れた返納分等遺憾なく計上出来なかつた
今後の収入は望めないのび新規の支出は出来ないうつに
つた旨を申すべし

議長(加藤中庵) 各件について質疑はないか。

第五番(田村福一) 電気ガス料の減額について説明されたい。

議長(加藤中庵) 現年度令の調査見積りが過大であつたがこれは
新法によるものと旧法によるものとの差である

第五番(田村福一) 給水改訂による増額は月三万五千円か

議長(加藤中庵) 然り

第五番(村野重平) 失火火災の焼いた火災被害者事業用の

リヤカーは購入するか

副役(川窪金吉) このことについては市川の町事委員等に交渉した
外、急速に善処するとおふことであつたので所定購入の予定
はない。

議長(加藤中庵) 各件について異議あるや否かを会議に諮り

全会一致につき原案通り決定する旨を告げる

日程第九(議案第九号) 寄附受取に關する件

議長(加藤中庵) 各件を議題として第一読会を開く旨を告げる

書記 朗読

議長(加藤中庵) (一) に対する寄附について異議あるや否かを

を会議に諮り全会一致につき決定する旨を告げる

議長(加藤中庵) (二) に対しては前回の協議会に於て了承知

の事と思はれますが、此件については振興委員会を用いて
座り方をのび振興委員会より説明されるたい。

振興委員長(村野茂平) 本件に対する経費の問題については何にも
 聞いていなかったが地元佐賀からの要望は本年渡中に
 この改修工事を執行して欲しいとの強い要望があった
 こと、地元の善司所及要望のあるなしに拘らずやら
 なければならぬ道路であるが、~~新~~新田で如何とも急ぐ
 こと決定出来ないので、議会で審議決定してほしい。
 委員長(岸徳次郎) 土木費が甲乙田強て居るが、鉄道横断排
 水溝が五十円、その他資材が若干かゝる。

この排水が通利ならば当然一南野道の排水溝を改修しなげ
ればならないといふその改修費にも予算が足りないと思ふ

又は工事関係については詳細川内建設助役から説明して頂きたい。
 八助役(川内金彦)瀬田商會前の排水溝については協議會に再三出た問題
 であり、現在あの排水溝は流れる、衛生上からも何とか流れる
 排水溝としたい、駅構内からも排水については再三鉄道関係
 側と交渉したが改修した場合は或る程度補助金を出すこ
 の事になつて居る。加美の排水溝についても然りです。
 こうした工事についても三、六年度に廻さなければならぬかと
 も思はれるので、本年度予算算では如何ともいたし方が
 ないやうに思はれる。

第十九番(木村田誠重) 区切つて改修するといふ見込もなつか
一助役(川内茂金吉) 土木事業としては改修の件数は多くあるが、
そのした事については後日の議會に於てでも協議して所を、

たいと思ふ

茅手置(黄井伸永) 銀座通りの方々からの壽附申込について
これは全く相難いこととす、この道路は拝島村及び大宮池川
方面からの道路であるので、これについては重要な道路だけに
何とか~~改修~~して頂きたい、救済事業による改修といふ
方法はないものか。

議長(加藤市花) 各議員の意見を総合して見ると、重要な
道路であるとの事は充分解りますのでこの壽附について
の執意よく人びと車年度の予算に於ては是非彼場側
に於ても考慮して欲しい

茅手置(村野良平) 継続事業としてやるかどうか、はつきり
して置いた方がよいと思ふ

即役(川端金吉) 是非やつて欲しいとの事でありますので次
の議会に継続事業として提案したいと思ひます

議長(加藤市花) 議案第九号中(二)に於ては審議終了に於
てあらためて次回議会に上掲のことにする旨を告げる

日程第十(議案第十号) 福新国民健康保険歳入歳出追加更正事業面

議長(加藤市花) 本件を議題として第一読会を開く旨を告げる
書記 朗読

即役(有藤孝太郎) 本追加更正予算は歳入部の内給料と賃

金の組替のみであり予算額については何等変更ない旨を
述べる

議長(加藤市花) 本件について異議あるや否かを合議に諮り全
一致につき、第案通り決定の旨を告げる